

令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

琵琶湖博物館は「湖と人間」がよりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成8年に開館し、令和8年10月に開館30周年を迎えるところである。

令和8年度には、様々な30周年記念事業を展開する予定であり、当館の魅力をPRする絶好の機会となる。ついては、当館の魅力や事業に関する情報を効果的に発信するため、パブリシティやSNSを活用し、博物館の認知度向上や来館者の増加につながる事業を実施する。

なお、業務は、専門的な知識や豊富な実践経験を持つ民間事業者に委託することとし、実施要領に基づき、業務の契約業者を決定するものとする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

3. 予定価格

20,100,000円(消費税および地方消費税を含む)

4. 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

大分類: 役務 中分類: 広告

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

(5) プロポーザル説明会に参加した者であること。

5. プロポーザル説明会

(1) 開催日時

令和8年4月15日(水) 14時から

(2) 開催方法

Zoomによるweb会議での開催とする。

(3) 参加申し込み

説明会への参加を希望する者は、令和8年4月10日（金）正午までに、プロポーザル説明会参加申込書（様式1）を電子メールにて de52pr@pref.shiga.lg.jp へ提出すること。

web 会議参加 URL は、令和8年4月14日（火）17時までに電子メールにて通知する。

6. 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し提出すること。提案は、1者につき1案とする。

提案者は、当館のコンセプトや学術的クオリティ、博物館の価値、観るだけではない博物館の魅力を中心に理解し企画すること。

① 令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務プロポーザル参加申請書（様式2） 1部

※ 記名、押印すること

② 企画提案概要書 10部

・A4で2ページ程度とし、③の内容をまとめること。

③ 企画提案書 10部

・原則としてA4サイズとする。様式は問わない。20ページ以内とする。

・「令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託仕様書」の5. 業務内容は下記項目をわかりやすく示すこと。

－ 広報アドバイス支援（支援の内容や体制を記載すること。）

－ メディアアプローチ（当館の予見事項を踏まえたアプローチに関する手法・計画、想定する露出件数や誘致可能な番組媒体名を記載すること。）

－ YouTube 動画制作（制作予定本数やチャンネル登録者数増加のための手法も併せて記載すること。予算は700万円程度とする）

－ 博物館のPRに資するイベント（予算は150万円以内とする。）

－ 有料広告の掲出（利用媒体や広告内容、本数、エリア、時期、ターゲット、期待される広告効果を記載すること。予算は300万円程度とする）

－ 上記の内容が来館者数増加につながるロジック等

・業務実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、その配置や業務内容を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記すること。

④ 経費見積書 10部

様式は任意とする。

金額は消費税込みとし、消費税額を明記すること。

⑤ メディアリレーション調書 10部

様式は任意とする。

強いリレーションを持っているメディア媒体があれば、媒体種（テレビ・新聞・雑誌）、媒体名（局・番組名・新聞・雑誌名等）、具体的な理由や実績などを記載すること。

⑥ 社会的推進政策に関する書類 1部

8. 審査の（3）審査基準の6. 社会的政策推進に該当する場合は、証明する書面（写し可）を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月22日（水）17時まで

(3) 提出方法

持参（9時から17時まで）または郵送（書留郵便に限る）すること。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒525-0001 草津市下物町 1091 滋賀県立琵琶湖博物館 企画・広報営業課 担当：上坂
TEL：077-568-4811 FAX：077-568-4850
e-mail：de52pr@pref.shiga.lg.jp

7. 質問および回答について

(1) 質問受付期限

令和8年4月16日(木)17時まで

(2) 質問方法

電子メールまたはFAXにより(任意様式)提出すること。質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。あて先は、6.(4)に同じ。

電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年4月17日(金)17時を目途に、プロポーザル説明会参加申込書提出者全員に電子メールにて回答する。

8. 審査

(1) 審査概要

滋賀県立琵琶湖博物館が設置する審査会において、提出された企画提案書、提案者によるプレゼンテーションにより審査を行う。なお、提案者によるプレゼンテーションは令和8年4月24日(金)14時から、実施場所は滋賀県立琵琶湖博物館会議室を予定している。

(2) 審査会

当館および関係課の6名の委員をもって設置する。

(3) 審査基準

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	着 眼 点	評価点
1. 企画力	「令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託仕様書」の「4. 目標」に対して具体的かつ効果的な広報を打ち出す企画となっているか。 ※特に下半期の来館を促す企画となっているか。	10点
2. 広報アドバイス支援	資料提供やSNSの運用等をサポートするための工夫があるか。	10点
3. 広報	・ 広報手法が効果的なものとなっているか。(メディアと強いリレーションを持っているか、予見事項を踏まえた計画的なメディアアプローチが期待できるか)	10点
	・ YouTube 動画の制作・発信について、チャンネル登録者および来館者の増加につながる効果的なものとなっているか。	20点
	・ イベント・有料広告による訴求が期待できるか。(イベント内容、媒体の種類、広告内容、本数、エリア、時期、ターゲット、リーチ数等)	20点
4. 実施体制	スタッフの役割分担が明確化されているとともに、スタッフの人員配置や実績が適正かつ信頼できるものとなっているか。また、当館との連携が図れる体制が確保されているか。	10点
5. 経済性	見積価格は適正であるか。	10点

	<p>予定価格の 80%未満 …評価点の満点</p> <p>予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点</p> <p>予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点</p> <p>予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点</p> <p>予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点</p>	
6. 社会的政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1 点
	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であつて法定雇用率が達成されていること。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であつて障害者を雇用していること。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p>	1 点
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	<p>環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。</p> <p>(a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証</p> <p>(b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>(c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>(d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1 点
7. その他	県内に本店を有する事業者か。	4 点
合計		100 点

9. 契約予定者の決定方法

- (1) 当館が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書および提案者によるプレゼンテーションの内容をもとに審査し、予定価格の制限の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として 1 者選定する。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

- (2) 審査結果は、参加者全員に書面または電子メールにより通知する。
- (3) 受託者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、または年度当初に提出した計画どおりに業務を遂行できないと認められた場合は、契約を解除することとし、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。
- (4) 本業務にかかる契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当初予算が成立することを条件とする。当初予算が否決されたまたは削除された場合は契約を締結しないことがある。

10. 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類が揃っていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容に実施できない項目が含まれていることが判明した場合

11. 支払条件

精算払とする。

12. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。